

令和5年度 4月只見町農業委員会定例総会議事録

日 時	令和5年4月19日（水）午後1時30分開会 午後15時10分閉会
場 所	只見町町下庁舎2階応接室
出席委員	1番：渡部周一郎、2番：三瓶新一郎、3番：目黒美樹、4番：佐藤泉太 5番：吉津栄一、6番：渡部理一、8番：星 和榮、9番：山内征久 10番：小沼一弘、11番：飯塚 春夫 【合計10名】
欠席委員	7番：齋藤 啓 【合計 1名】
事 務 局	事務局長 岩渕秀一
議 題	【議案第1号】農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第2号】農地利用集積計画（経過措置）について 【協議報告事項】 (1) 農地法第3条による賃貸借権の合意解約について (2) 農地の形状変更届出について (3) 令和5年度只見町農作業労働賃金等標準額等について (4) 令和4年度最適化活動（活動・成果）の実績及び点検・評価結果と公表について (5) 令和5年度只見町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について (6) 令和6年度農林関係税制改正への要望について (7) その他
議事録署名	2番：三瓶新一郎 3番：目黒 美樹
会議の概要	
	開会前に岩渕新事務局長が挨拶をし、配布資料の確認を行う。
会長	全委員の2分の1以上の出席を認め、本会が成立したことを報告します。 それでは、令和5年度最初の定例総会の提出議案に入る前に議事録署名人を慣例により私から指名したいと思います。2番委員三瓶新一郎さんと2番委員の目黒美樹さんにお願いします。
三瓶新一郎 目黒美樹	(了承)
会長	はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。
事務局長	議案に入る前に、1番の案件が8番星委員の申請であって利害関係があるため、一旦退席していただきますので宜しくお願ひ致します。（星委員が退席） それでは議案書3ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。申請は2件です。（議案書により1件目を説明） 場所及び利用状況については別紙提出議案資料の2ページが配置図でございます。3ページは現地調査の写真です。なお、調査報告については4ページでございますので、担当の農業委員より報告願います。
山内委員	4月11日に推進委員の鈴木と現地確認を行い、地目は田であるが孝信さんが畑として耕作していたところで、星和榮さんが取得して観賞用の花を植える計画であり特に問題なしと報告した。
会長	只今、事務局及び担当委員の説明が終わりました。

	<p>この議案について意見のある方、挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようでしたら、議案第1号1番の案件を承認するに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
会長	<p>全会一致により、議案第1号1番は原案のとおり承認されました。</p> <p>続けて、議案第1号2番の案件について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。(退席していた8番星委員が入室)</p>
事務局長	<p>それでは議案書3ページをご覧ください。2番の案件について説明申し上げます。(議案書により2件目を説明)4月1日より下限面積撤廃により藤田さんも耕作意思があれば取得可能となった案件と補足した。</p> <p>場所及び利用状況については別紙提出議案資料の5ページが配置図でございます。6ページは現地調査の写真です。なお、調査報告については7ページでございますので、担当の農業委員より報告願います。</p>
小沼委員	4月10日に推進委員の新國と現地確認を行い、現況は、げんき村がえごまを栽培している畑として耕作していたところで、会社でなく藤田力個人が取得して引き続きげんき村でえごまを栽培する計画であり、ほ場整備区域外であり特に問題なしと報告した。
会長	はい、事務局の説明が終りました。質疑に入ります、何か質問等はありませんか。
渡部委員	1番渡部委員より、場所についての質問があり案内図の写真が現況と違っているが
事務局長	案内図の背景にある航空写真は、古いうようであって場所は、サンマートの河川側に位置していると説明。
会長	他にありませんか。
全委員	ありません。
会長	意見がないようでしたら、議案第1号1番の案件を承認するに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
会長	<p>全会一致により、議案第1号2番は原案のとおり承認されました。</p> <p>続けて、議案第2号農地利用集積計画(経過措置)について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農用地利用集積計画(経過措置)についてご説明申し上げます。議案書4ページをご覧ください。町長に対しまして、農用地利用集積計画を定めるべき内容といたしまして、利用権設定の実施が必要と認められるものを、基盤強化法に基づき要請するものです。総筆数は8筆、設定面積が5,935平米ということになっております。本日の提出ということで農業委員会長名となっております。</p> <p>提出議案資料の8ページをご覧くださいまして、右上の方に議案第2号資料となっております。こちらは、本日の会議で認定された後、公告ということで、町内22箇所で提示したいと思います。(公告日は、4月28日で掲示期間は下段に記載しております4月28日から令和5年5月12日までの約2週間でございます。)</p> <p>9ページからは横長とありますけれども、集積計画書ということになっております。</p> <p>10ページの内容につきましては、梁取地区2筆と蒲生地区3筆、小川地区の3筆で農地バンクを介さない賃貸借や使用貸借権(5年間)の設定によるものです。新規契約が2筆240m²、更新が6筆の5,695m²となっていますので、よろしくお願いします。</p>
会長	只今、事務局及び担当委員の説明が終わりました。
	この議案について意見のある方、挙手をお願いします。
全委員	ありません。

会長	はい、無ければ質疑を打ち切り採決に移ります。議案第2号農地利用集積計画について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	(全員挙手)
会長	はい、ありがとうございました。全会一致で原案どおり承認されました。本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局お願いします。
事務局長	<p>(1) 農地法第3条による賃貸借権の合意解約について報告いたします。</p> <p>資料(1)をご覧ください。こちらは上福井の小沼春雄さんと息子の小沼守さんとの農業者年金経営移譲による農地法第3条の契約でしたが、今般息子さんから上福井の担い手農家の星耕一さんへ別紙6筆の耕作者を変更するための合意解約によるものであると説明。農業者年金が停止にならないためにも今後、農地バンクを介しての手続きは発生すると補足した。</p> <p>(2) 農地の形状変更届出について報告いたします。</p> <p>資料(2)をご覧ください。この届出は蒲生地区の馬場良繼さんの土地を借りて耕作している認定農業者の馬場大輔さんから湧水による土壌がぬかるための畦畔の幅を広げて防水シートを敷き埋め立てるという農地の形状変更届出であります。</p> <p>担当委員と現地を確認しておりますので、報告願います。</p> <p>三瓶委員：4月8日に事務局の岩渕と現地を確認し原因は除雪ドーザーによるものか不明だが、湧水がひどくトラクターもぬかってしまって困っていたため工事を実施。隣接耕作者の同意も得ており、誓約書もあり特に問題ないと報告。</p> <p>工事は、町の7割負担を申請していることを補足した。</p> <p>(3) 令和5年度只見町農作業労働賃金等標準額等について協議をお願いしたく説明をしました。</p> <p>資料(3)をご覧ください。改正案の経緯や課題を近隣町村農業委員会の事例を踏まえて説明した。</p> <p>3月に只見町農作業受託組合から別紙標準額が示され提案され、その改定を基に令和5年度只見町農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報の提供について(案)を作成しました。労働賃金等標準額については、過去10年間の推移と予測表、そして近隣町村との比較をしたA3横の表を見比べて協議をお願いします。</p> <p>会長：只見町でいう一貫作業は他町村でいうとどうなるのか？</p> <p>事務局長：南郷は36,710円、伊南は30,480円、下郷は30,000円、金山は19,800円から只見の36,000円で南郷辺りと比べると差はない。受託組合の上げ幅としては、1.07で上げている。色選は一貫作業に含まれている。</p> <p>今後は、原案の段階から農業委員も入れるように受託組合へ要望していく。</p> <p>山内委員：受託組合の総会へは参加している、やっぱり一番は燃料の高騰、電気代の高騰、最低賃金の値上げ、実際トマト農家では時給900円を払っているという話から値上げに踏み切った。実際受託の目安であって各農家で決めているので、そんなに重要ではないのかなと感じている。</p> <p>会長：だが現実には公表するとこの価格でやっているケースがほとんどである。渡部委員も同じ意見を述べた。また、燃料等が上がっているので、やむなしという意見米価は逆に下がっている。零細農家は離農していく方向に進んでしまう。裏面の地域のランク付け(上・中・下)がよく理解できない。見直しが必要ではないか。</p>

山内委員：賃借料について南郷では 10aあたり 5,000 円となっていることから、この際下げてはどうか。

事務局長：他町村の例を見ると、実勢価格調査でデータをとって平均価格という表示で公表している。只見町では、今までやったことがなかった。事務局としても今後やり方を見直していく必要がある。また、裏面の区域についても、他にご意見があれば伺いたい。

山内委員：梁取の下田の地域は、そもそも耕作していない。他の地域でも耕作していない地域が増えているので、見直しは必要である。

目黒委員：地域の設定はいつ頃決めたのか。

事務局長：私が 30 年前に事務局にいた頃からあった。何度か見直しはあったかと思われる。

渡部委員：小作料は安くしても税収が高ければバランスが悪いので、税務係と協議した方がいいのではないか。

事務局長：今回決定した標準額は、税務係にも送る予定、税務では農作業賃金などを参考にしている程度と認識している。

渡部委員：実際に地域の中では、上田・中田と分けて支払いをせず、上田で支払っているという。今後は上・中と分けず、中間（平均 7000 円ぐらい）として示した方がよいと思う。下田は条件が悪い圃場があるので、別に残すべきと考える。

下の段にあります農地の賃借料情報の提供ということでございますが、こちらは農業委員会が定めるということで、裏面の農地の地域区分と合わせて皆さまのご意見をお聞きして決定したいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、決定した標準額は 4/28 のおしらせばんと周知予定です。

以上、報告申し上げます。

事務局長 特に、変更なしということでよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

事務局長 (4) 令和 4 年度最適化活動（活動・成果）の実績及び点検・評価結果と公表について
資料 4 をご覧ください。令和 4 年度の最適化活動の推進状況と実施状況を公表する
ものです。（詳細については、別紙のとおり）また、農業委員及び農地利用最適化推
進委員の活動実績による報酬は別紙のとおりで、今月末に指定の口座に振り込まれ
ますので、ご報告いたします。

(5) 令和 5 年度只見町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につ
いては、法改正に伴うものでご意見がなければ、点検評価と一緒に公表したいと思
います。

全委員 (異議なし)

事務協局長 それでは、(4) と (5) に関し 4 月 28 日付で只見町 HP で公表したいと思います。
続きまして (6) 令和 6 年度農林関係税制改正への要望について
資料 5 をご覧ください。特に関係が深い箇所に○を付けておりますので、説明いたします。
別紙により説明（ご要望があれば次回農業委員会までにご連絡ください。）

以上で協議報告事項を終了します。

会長 それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に無いようなので、これで 4 月
の定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

只見町農業委員会長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和5年 5月29日

議事録署名人 三瓶 新一郎

議事録署名人 目黒 美樹

